

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

令和 8 年7月 10 日
松前町教育委員会

令和8年4月より環境省において「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。「熱中症特別警戒アラート」は、「広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合」に発表されるものです。

このことを踏まえ、松前町内小学校・中学校においては、児童・生徒の安全を最優先に考え、次のような対応を取ります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応

- 発表された翌日は、原則臨時休業となります。
- 土日曜日・祝日・長期休業中の学校行事・部活動・スポーツ少年団等の活動は、原則中止または延期となります。
- 生命にかかわる「災害級の暑さ」として警戒が呼びかけるものであることから、最大限の熱中症予防対策をお願いします。

「熱中症特別警戒アラート」は、前日の午後2時に発表されます。発表された場合は、メール等により配信します。

「熱中症特別警戒アラート」は、

- 県内すべての情報提供地点において、暑さ指数(WBGT)の最高値35以上が予想される場合、前日の午後2時に発表されます。
- 環境省「熱中症予防情報サイト」から確認できます。
- 松前町防災行政無線において放送します。